

○議長（長澤健君）

続いて通告3番 6番 秋山稔君の一般質問を行います。

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

6番です。質問を行います。質問項目の1番の（1）ですけれど、去年は、富士川町でも大雨により、地域によっては避難しなければならない状況がありました。ある新聞記事に、県内市町村避難所の状況が掲載されました。富士川町の状況ですけれど、地震時の指定避難所数は81カ所であり、受け入れ人数は「充分」。充分であるということは、安心できる状況にあると思います。

しかし、土砂災害警戒区域内での避難所24施設、未耐震避難所数30と県内で最も多い結果でありました。収容人数は充分でありますけれど、逆に警戒区域や未耐震避難所が県内で最も多いと。いわゆる避難所は多いですけれど、危険な所が多いですよとっております。未耐震の避難所が倒壊や半壊すると、避難所としての役目を果たせません。区によっては、独自の防災マニュアルを作成し、避難所や指揮系統、あるいは、想定される災害用品を準備している区もあります。そこで質問ですけれど、災害対策に力を入れる区がありまして、そこで避難所の耐震化や備品などを準備しようとした場合、その掛る費用について一部負担できないかどうか伺います。

○議長（長澤健君）

秋山議員、（1）の質問は土砂災害警戒区域で指定避難所の収容数は十分であるが、未耐震避難所が県内で最も多い状況についての今後の対策を伺うという質問になっています。

○6番議員（秋山稔君）

そうですね。わかりました。それでは、その避難所の対策について伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町の地域防災計画では、指定避難所は81施設を指定しており、この内30施設については昭和56年以前の建物や、建築年が不明な建物、耐震診断の実施が不明な建物であることから、未耐震の可能性がります。町が所有する指定避難所については、公共施設再配置計画及び公共施設等総合管理計画に基づき、順次、指定避難所の見直しに取り組んでいるところであります。

また、各地区等が所有する指定避難所につきましては、平常時には地域の皆さまが活用し、発災時には避難するための施設であることから、一般財団法人自治

総合センターの「コミュニティ助成事業」や、町の「地域コミュニティ施設整備費貸付制度」の活用もご検討いただく中で、施設の耐震化に取り組んでいただきたいと考えております。

こうした中、町では今年度、地域防災計画の改訂を行う予定であり、この改訂に伴い、未耐震の建物については極力指定避難所に指定せず、地震や風水害など災害種別による、指定避難所の分類を明記したいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

避難所につきましては、先だって強靱化計画の中にも掲載されていますけれど、水没の場合の避難所数の用地の中に入っていたりと、いうふうなことも掲載されておりました。今後は、未耐震、あるいは水没地域の避難所につきましては、ぜひとも、いい方向に向かって考えていただきたいというふうに思います。

それで、私も過去に防災関係の質問を何回かいたしましたけれども、もちろん行政では防災マニュアルなどの作成を行って周知をしていますけれど、水害時や地震時の災害などを想定すると、これで終わりということはありません。直面した危機を乗り越えるためには、適切に判断し、自分の命を守ることが大切であると思います。助かってから、それから近助などの次の段階になるのではないかとこのように思います。

再質問ですが、昨年行ったアンケートで、97名中車中避難が5件、自宅避難が38件と、約半数の方が避難所には避難しないという回答でした。このように、これから状況によっては車中避難や自宅避難が多くなると想定できます。避難所以外の対策を考慮する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。災害発生後の避難者は、避難所に避難する以外に、在宅避難や車両を利用した避難が考えられます。自宅で安全を確保できました避難者は、防災行政無線や町から発信されます情報に基づいた行動をとっていただきたいと考えております。また、車両を利用した避難者につきましては、指定避難所であります学校施設等のグラウンドを利用することを考えております。避難所運営本部の指示により、行動をしていただくように考えております。以上でございます。

○議長（長澤健君）

秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

車の避難の場合は、自分の自宅の前で車をとめて避難する方がいるんですね。というのは、新潟の中越地震のときに、家の中に入るのが怖いと。それで、避難所に行くのも嫌だと。それで、自分の家の玄関で車を何台か置いて、その中で1週間くらい寝過ごしたという状況がありまして、各戸で自分の家のところで避難していると状況がわからなくなると。先ほど防災課長が言われたように、学校のグラウンドであれば、グラウンドに来ていただければ、避難としてもいろいろと把握できるという状況になると思いますので、その辺はぜひ周知をしていただきたいと思います。

それでは大きな2番の(1)ですけれど、災害時避難要支援登録者支援カードの適正管理についてでありますけれど、支援関係者などは町から提供された支援カード等について、適正に管理することになっていると思います。支援関係者とは、民生児童委員、自主防災組織、自治会役員、消防、警察関係者とあります。支援関係者が役員の任期を終了後、速やかに回収しているとは思いますが、そこで質問ですけれど、支援関係者が任期終了後、支援カードなど、回収や管理についてですが、配布件数と回収件数の整合性について、必ず確認を行っているのか伺います。

○議長（長澤健君）

秋山議員、(1)は守秘義務についてですが。

○6番議員（秋山稔君）

管理と守秘義務です。先に管理のほうを。

○議長（長澤健君）

質問が、管理と守秘義務について、関係者などへどのような説明と対応を行っているか伺うとありますが、これで質問よろしいですか。(1)の通告書ですけれど。

○6番議員（秋山稔君）

支援カードの配布枚数の管理ですよ。

○議長（長澤健君）

支援カードの管理と守秘義務について、関係者などへどのような説明と対応を行っているか伺う、ということですが、それについて答弁をいただくことでよろしいですか。

○6番議員（秋山稔君）

関係者への周知を行った後、回収や管理はどのように行っているかと。

○議長（長澤健君）

(1)の質問ということをお願いします。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

ご質問にお答えします。町では、災害時、自力又は家族の援助があっても、避難する際に支障がある在宅の要支援者から「災害時避難行動要支援者登録支援カード」の提出をいただいております。提出がありました「支援カード」につきましては、災害時に適切で円滑な対応が行えるよう、取りまとめて福祉保健課において管理をしております。

また、「支援カード」は「災害時避難行動要支援者名簿」としてデータおよび台帳において管理を行っており、区長、組長および民生委員に、年に一度、住所異動などの更新をし、情報提供をさせていただいております。その際に、名簿の取り扱いについてご注意ください旨のお知らせをし、また、昨年度提供した名簿の回収をさせていただいております。名簿については、組長へは区長を通じて提供をしております。回収についても区長通じて行っておりますが、すべてを回収しきれていない部分もあります。それについては、守秘義務に基づいて、個々に管理をされていると判断しております。民生委員の方々にも29年度から支援カードの提供を行い、30年度から名簿の提供を行っております。要支援者から支援カードの提出があった場合は、その都度写しを提供しております。民生委員児童委員の皆さまには、民生委員法において守秘義務が課せられていますので、適正に引き継がれていると考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

それでは、次に守秘義務について先ほど答えられましたけれど、災害時な手助けや救助をしてくれることをお願いすることが、要支援者カードに個人が記入することは非常に勇気をもって記入していると言っています。その気持ちを考えると、守秘義務は当然守らなければならないと思っております。

そこで質問ですけれども、支援関係者への支援カード等の守秘義務については、誓約書のような書面を交わし説明をした後、任期終了後には、その書面などで交わしているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

ご質問にお答えします。誓約書とそれから文書での取り交わしは行っておりませんが、民生委員会、区長会において、名簿の取り扱いについて充分ご注意くださいようお願いをし、組長さん方への名簿の活用文書にも取り扱いについて、注意されるよう明記しておりますが、ご指摘のとおり要支援者の方々にとっては大切な情報でありますので、要項の守秘義務に基づき、要支援者等の方々には再度

名簿の適正な管理、守秘義務について周知を行い、情報管理の徹底を努めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

支援カードは慎重に扱うことが要求されますけれど、託すほうも託されるほうも、お互いに信頼し合う関係が必要ではないかと思えます。ぜひ関係者におかれましては、守秘義務の徹底をお願いしたいと思います。

それでは（2）の質問にいきます。支援カードに同意のない方についてでありますけれど、どう対応するかが課題となります。ここでいう質問は、登録の案内ということではなくて、支援カードに同意を得ていない方々の安否確認や誘導などです。質問いたしますけれども、一昨年、新潟県見附市の例を述べさせていただきましたが、同意を得てない要支援者について、どんな取り組みを行ったのか、これまで取り組んできたのであれば、その状況を伺いたいと思えます。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

ご質問にお答えします。支援カードの提出のない方については、個別に登録の案内を行う等のことはしておりません。しかし、毎年、重度医療費更新者と介護保険利用者に、それぞれの通知をする際には「災害時要支援者・避難支援のご案内」のお知らせを同封し、要支援者登録制度の周知に努めております。

また、町では要支援者等の把握のため、通常の業務で把握している、名簿あるいはデータを、災害時には消防や警察から情報提供を求められた際、情報提供できるようにしております。

平常時から要支援者の避難支援業務を行う体制として、「富士川町災害時避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき、役場関係者において要支援者支援班を設置して、情報の共有化を図っております。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

再質問ですけれど、同意書の一文に、「災害発生時、または災害の恐れが生じた場合は、同意の有無にかかわらず情報を支援関係者に提供します」とありますけれど、提供された側の消防、警察などの支援関係者とは、災害時において情報の取り扱いや、情報による取り組みについての打合わせは済んでいますでしょうか。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

現在のところ、細かな打ち合わせ等はされておりませんが、災害時に開示ができるとなっている情報については日々変化をしているため、最新のものが出せるよう各担当で管理し、提供するようになっております。平時における消防や警察への情報提供については、関係機関との調整も必要ですので、今後、検討が必要と考えているところでございます。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

その名簿ですよ。関係機関がその名簿をいただいて、災害時の取り扱いをどうするのか、いただいてその名簿によって何をするのか、ということをやちゃんと、もらった方の機関が把握できていればいいんですけど、もらってそれはどうするんだってということになりかねては困るんですよ。やっぱりその支援者のカードを警察関係の方々に、いった先にどうやって活かすことということ、やはり行政としても、こういうふうに使ってください。ああゆうように使ってくださいということが、1番大事ではないかと思えます。この点は、やはりせつかく要支援者の方々が書いていただいたその名簿を、関係機関に渡してそれが活用されないということであれば、何もできないということになりますので、ぜひ、その辺は早急に話し合いをしていただきたいというふうに思えます。

再質問ですけど、昨年、私たちが勝手にやったアンケートですけど、97名中、手助けが必要であると14名の方が回答しています。そして、97名中、69名の方が近所に手助けを必要とする人を知っているという回答がありました。7名に1名の割合ですけど、ということは近所の住民に手助けを依頼する取り組みが最も必要であるというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

議員のご指摘のとおり、近助それから地域の共助の中で支援されることが最も重要と考えております。それに基づきまして、やはりこの要支援者の名簿、それから支援カードについてもご活用いただけるようにということで、区長さんや組長さんへの名簿の配布の時の依頼文書の中に、そうした内容を盛り込ませていただいております。近年の災害では、要介護者や障害者等が犠牲となる事例が増加しているのです、地域で支えが重要であると、日頃から地域での見守りやいざという時に、支えあいのためにこの名簿をご活用くださいということでお声かけをさ

せていただいております。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

先ほど区長とか組長さんとかという答弁がありましたけれども、組長さんの中には、その名簿さえ知らない。それから要支援者が私の組にいるのとか、そういう組長さんもいます。ですから区長さんに渡して、区長さんの裁量で渡す渡さない、行政のほうも区長に渡したからそれでいいや、ということではですね、その名簿が全然活かされないということになりますよね。ですから、区長さんから先の組長さんにも渡すのか、民生児童委員は社協の会合の時に話をするかと思うんですけど、自主防災会とか、そういう方々に名簿をどこまで渡すのかということ、助ける助けないということになってくると思うんですね。ですから、先ほど言ったように、組長さんの中でも要支援者が私の組の中にいるんですか。なんということを知ると、じょうぶがっかりしてしまいます。ですから、ぜひともその辺の名簿は、いざという時に活用して、活かせるような取り組みをぜひお願いをしたいと思います。これは近くトラフ地震とか想定されていますので、できれば早く取り組んでいただければありがたいというふうに思っています。

私は要支援者や未同意者、あるいは高齢者の手助けをだれと特定しないで、近所や周りの人をお願いをします。例えば区の回覧板はよく見ますので、回覧板などを活用して、日頃から救助や手助けの啓蒙活動が災害等に役立つのではないかと考えています。想定しなければ対策は打てないと思います。一つでも多い取り組みを行いまして、安心・安全の対策を行うことが安堵に繋がることではないでしょうかと思っています。以上で質問を終わります。

○議長（長澤健君）

以上で通告3番 6番 秋山稔君の一般質問を終わります。